

平成29年度税制改正概要(所得税)

※ ()内の金額は、本人又は配偶者の所得が、給与所得のみと仮定した場合の「合計所得金額」を、「給与収入」に置き換えた金額を記載しています。

1. 配偶者控除の見直し

控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者の控除額は下表の通り見直されます。

本人の合計所得金額 ※	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下 (1,120万円以下)	38万円	48万円
900万円超～950万円以下 (1,120～1,170万円)	26万円	32万円
950万円超～1,000万円以下 (1,170～1,220万円)	13万円	16万円
1,000万円超 (1,220万円超)	控除なし	

2. 配偶者特別控除の見直し

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123万円以下(現行:38万円超76万円未満)とし、控除額は下表の通り見直されます。なお、本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合には適用できません。

(1) 本人の合計所得金額900万円以下(※1,120万円以下)

配偶者の合計所得金額 ※	控除額	配偶者の合計所得金額 ※	控除額
38万円超～85万円以下 (103～150万円)	38万円	105万円超～110万円以下 (175～183万円)	16万円
85万円超～90万円以下 (150～155万円)	36万円	110万円超～115万円以下 (183～190万円)	11万円
90万円超～95万円以下 (155～160万円)	31万円	115万円超～120万円以下 (190～197万円)	6万円
95万円超～100万円以下 (160～167万円)	26万円	120万円超～123万円以下 (197～201万円)	3万円
100万円超～105万円以下 (167～175万円)	21万円		

(2) 本人の合計所得金額900万円超～950万円以下(※1,120～1,170万円)

配偶者の合計所得金額 ※	控除額	配偶者の合計所得金額 ※	控除額
38万円超～85万円以下 (103～150万円)	26万円	105万円超～110万円以下 (175～183万円)	11万円
85万円超～90万円以下 (150～155万円)	24万円	110万円超～115万円以下 (183～190万円)	8万円
90万円超～95万円以下 (155～160万円)	21万円	115万円超～120万円以下 (190～197万円)	4万円
95万円超～100万円以下 (160～167万円)	18万円	120万円超～123万円以下 (197～201万円)	2万円
100万円超～105万円以下 (167～175万円)	14万円		

(3) 本人の合計所得金額950万円超～1,000万円以下(※1,170～1,220万円)

配偶者の合計所得金額 ※	控除額	配偶者の合計所得金額 ※	控除額
38万円超～85万円以下 (103～150万円)	13万円	105万円超～110万円以下 (175～183万円)	6万円
85万円超～90万円以下 (150～155万円)	12万円	110万円超～115万円以下 (183～190万円)	4万円
90万円超～95万円以下 (155～160万円)	11万円	115万円超～120万円以下 (190～197万円)	2万円
95万円超～100万円以下 (160～167万円)	9万円	120万円超～123万円以下 (197～201万円)	1万円
100万円超～105万円以下 (167～175万円)	7万円		